

外国人技能実習制度の見直しに関する意見書

技能実習生をはじめとする外国人材は、日本国内はもとより、本県の各産業分野にとってもなくてはならない存在となっている。

本県では、農業、漁業、水産加工、各種製造業、機械金属加工、建設、介護等あらゆる分野の県内企業において、昨年10月末現在で5,494人の技能実習生達が実習に取り組んでいる。

このような中、人づくりによる国際貢献という技能実習制度の目的と、人手不足を補う労働力として扱っている実態がかい離しているなど、技能実習制度について様々な問題点が指摘されていることを踏まえ、国において、技能実習制度の見直しを本格的に検討するとの考えが示されたところである。

また、日本の生産年齢人口は減少しており、深刻化する人手不足に、技能実習生の受入れが貢献していることも事実であり、技能実習制度の存続がなされなければ、この制度により技能実習生を受け入れている多くの中小企業は存続できず、日本経済の減速に繋がるのが危惧される場所である。

よって、国においては、外国人技能実習制度を見直すにあたって、次の措置を講じることを強く要望する。

記

- 1 技能実習生の実情を正確に把握するとともに、地域の実習実施者と技能実習生双方の声に真摯に耳を傾けながら、見直しを進めること。
- 2 技能実習生の人権を保護する観点から、悪質な実習実施者と認められた場合は、速やかに転籍できるようにするほか、技能実習制度が円滑に進められ、技能実習生が社会の一員として処遇されるような仕組みを整えること。
- 3 制度本来の目的である国際貢献という理念を踏まえつつ、意欲ある外国人を円滑に受け入れ、安定して働き、生活できるよう、受入れ企業と外国人の双方にとってよりよい制度となるよう、検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年10月5日

鹿児島県議会議長 田之上 耕 三

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣
外務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
殿